

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案・新旧対照条文 目次

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（抄）（第一条関係）	1
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）（第二条関係）	8

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（遺族補償年金） 第十六条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、配偶者以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。 一 父母又は祖父母については、六十歳以上であること。 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。 三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。 四 前三号の要件に該当しない子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定める障害の状態にあること。 二 前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。 三 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母につ	（遺族補償年金） 第十六条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。 一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。 二・三 （同上） 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定める障害の状態にあること。 二・三 （同上）

いては、養父母を先にし、実父母を後にする。

第十七条 遺族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一人 平均給与額に百七十五を乗じて得た額

二 二人 平均給与額に二百一を乗じて得た額

三 三人 平均給与額に二百二十三を乗じて得た額

四 四人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

(削る)

第十七条の二 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を

第十七条 遺族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額。ただし、五十五歳以上の妻又は人事院規則で定める障害の状態にある妻にあつては、平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。

二 二人 平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。

2・3 (同上)

4

遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき(第一項第一号の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。)

二 第一項第一号の人事院規則で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く。)

第十七条の二 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を

有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き第十六条第一項第四号の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。）。

六 第十六条第一項第四号の人事院規則で定める障害の状態にある子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（父母又は祖父母については、その職員の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は職員の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第十七条の五 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 五 （同上）

六 第十六条第一項第四号の人事院規則で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、その職員の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は職員の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第十七条の五 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

- 一 配偶者
 - 二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 三 前二号に掲げる者以外の者で主として職員の収入によつて生計を維持していたもの
 - 四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母に就いては、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 職員が遺言又はその者の属する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

(時効)

第二十八条 補償を受ける権利は、これを行使することができるときから、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定める期間行使しないときは、時効によつて消滅する。ただし、補償を受けるべき者が、当該期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が第八条の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責めに帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

一 次号に掲げる補償以外の補償 二年（当該補償が療養補償、休業補償、介護補償若しくは葬祭補償又は特定特例補償（第二十条の三の規定に基づく特例による補償のうち、その補償を支給すべき事由の性質を考慮して人事院規則で定めるものをいう。以下この号にお

一、四 (同上)

2・3 (同上)

(時効)

第二十八条 補償を受ける権利は、これを行使することができるときから二年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、五年間）行使しないときは、時効によつて消滅する。ただし、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が第八条の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責めに帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

(新設)

(新設)

附則

(未支給の補償等に関する規定の読替え)
 障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第十七条の四第一項第二号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、次項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)の合算額」と、第十七条の六第一項中「合計額」とあるのは「合算額」と、第二十条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第十六条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第十六条第三項」と、第二十八条第二号中「及び遺族補償」
 とあるのは「、遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金」とする。

附則

(未支給の補償等に関する規定の読替え)
 障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第十七条の四第一項第二号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、次項の規定に準じて人事院規則で定めるところにより計算した額)の合算額」と、第十七条の六第一項中「合計額」とあるのは「合算額」と、第二十条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第十六条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第十六条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第十六項後段」と、第二十八条中「及び遺族補償」とあるのは「遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金」とする。

18 次の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第十六条第一項第四号に規定する者であつて第十七条の二第十六条第一項に該当するに至らないものを除く。）は、第十六条第一項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第十七条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第十八項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第十七条の二第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号から第四号まで」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
平成二年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

19 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第十六条第一項（附則第十七項において読み替えら

18 次の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第十六条第一項第四号に規定する者であつて第十七条の二第十六条第一項に該当するに至らないものを除く。）は、第十六条第一項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第十七条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第十八項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第十七条の二第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)

19 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第十六条第一項（附則第十七項において読み替えら

れる場合を含む。～に規定する遺族の次の順位とし、前
項に規定する遺族のうちにあつては、父母、祖父母及
兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし
、兄弟姉妹の順序とする。

れる場合を含む。～に規定する遺族の次の順位とし、前
項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母
及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先
にし、兄弟姉妹の順序とする。

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定められた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。第二百二十四条の三において同じ。）その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。 二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。））その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するも	（定義） 第二条 （同上）

の又は外国において留学をする学生その他の日本国内
 に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して
 日本国内に生活の基礎があると認められるものとして
 財務省令で定めるものをいう。
 イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟
 姉妹
 ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイ
 に掲げる者以外のもの
 ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻
 関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当
 該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合
 員と同一の世帯に属するもの
 三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、
 父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者
 の死亡の当時（失踪の宣告を受けた組合員であつた者
 にあつては、行方不明となつた当時。第三項において
 同じ。）その者によつて生計を維持していたものをい
 う。
 四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなる
 こと（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員と
 なる場合におけるその職員でなくなることを除く。）
 五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十
 五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については
 、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当
 、その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の
 規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その
 他の職員については、これらに準ずる給与として政令
 で定めるものをいう。
 六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適
 用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与
 のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（

報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。	七、各省各庁、衆議院、参議院、内閣（環境省を含む）、各省（環境省を除く）、裁判所及び会計検査院をいう。	2 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。	3 第一項第三号の規定の適用については、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十号）第四十七条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、まだ配偶者が不在者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の當時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の當時その者によつて生計を維持していたものとみなす。	4 この法律において、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
第四十四条（支払未済の給付の受給者の特例） 支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の當時その者と生計を共に				
第四十四条（同上） （支払未済の給付の受給者の特例）				
第四十四条（同上） （支払未済の給付の受給者の特例）				

にしていたもの（次条第二項において「親族」という。）に支給する。	2 前項の場合において、死亡した者が公務遺族年金の受給権者である配偶者であつたときは、その者の死亡の當時その者と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。	3 第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。	4 第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。	（公務遺族年金の支給の停止） 第九十一条 父母又は祖父母に対する公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。	2 子に対する公務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する公務遺族年金が第七十五条の五第一項、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。	3 配偶者に対する公務遺族年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する公務遺族
	2 前項の場合において、死亡した者が公務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の當時その者と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。	3・4 （同上）		（公務遺族年金の支給の停止） 第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する公務遺族年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。	2 子に対する公務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する公務遺族年金が第七十五条の五第一項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。	3・5 （同上）

年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合において、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合において、その停止している期間、その年金は、子に支給する。

（公務遺族年金の失権）

第九十三条 公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である配偶者が当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき

ロ 公務遺族年金と当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する配偶者が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき

金を受給する権利が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき

（公務遺族年金の失権）

第九十三条 公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その権利を失う。

一 四（同上）

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき

ロ 公務遺族年金と当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき

年金を受給する権利が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき

2 の公務遺族年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。 一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。 二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。 三 子又は孫が、二十歳に達したとき。	（遺族の範囲の特例） 第十二条の二 退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、組合員（海上保安官その他職務内容が特殊な職員で財務省令で定める者に限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時において人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合には、子又は孫（第二号に掲げる者を除く。）があるときは、これらの者を当該規定する遺族とみなす。	2 規定の前項に規定する場合における退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、第二号第三項中「父又は祖父は五十五歳以上」の者に、子若しくは孫は「父又は祖父は五十五歳以上」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第九十三条第二項（第三号に係る部分に限り）の規定は、適用しない。
2 （同上）	（遺族の範囲の特例） 第十二条の二 （同上）	2 規定の前項に規定する場合における退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、第二号第三項中「父又は祖父は五十五歳以上」の者に、子若しくは孫は「父又は祖父は五十五歳以上」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第九十三条第二項（第三号に係る部分に限り）の規定は、適用しない。

[